

令和6年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月17日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問
日程第 3	委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会及び各常任委員会)
日程第 4	会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	小 野 直 人 君
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君
福 祉 課 長	鎗 木 政 洋 君
産 業 課 長	齋 藤 学 君
施 設 課 長	山 崎 勝 巳 君
会 計 管 理 者	大 長 根 典 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 谷 一 徳 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	森 直 史 君

総務課参事 江口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山田良則 君

庶務係 長 三島佑里奈 君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番岩井明議員及び4番杉野好行議員を指名します。

◎ 一般質問

- 中村議長 日程第2 一般質問を行います。
通告順により、1項目ごとに発言を許します。
通告順1、5番藤田博規議員、ご登壇願います。
- 藤田議員 5番藤田です。
議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をいたします。
初めに、本年1月に発生いたしました能登半島地震、また自然災害に被災された多くの方々に一日も早い復興と安心の生活を迎えるよう願うところです。
按田町政がスタートした当時は、新型コロナの蔓延の真ただ中でありました。町民の生活が脅かされ、普通の生活がままならない時期でした。按田町政1期4年間のまちづくりと今後の町政について、3項目について1項目ずつお伺いいたします。
1点目は、公約の実施状況についてです。
町長は、令和3年4月に行われた豊頃町長選挙において当選され、就任以来3年数か月が過ぎました。当時掲げた公約の実施状況、実績をどのように捉えているかお伺いいたします。
- 中村議長 按田町長。
- 按田町長 藤田議員のご質問にお答えをいたします。
まず、今回、私、町政1期目4年間のまちづくり、今後の町政ということで、藤田議員にお聞きいただけるということでございますけれども、藤田議員とは、私、町長に就任してから約半分は藤田当時議長とよく車の中でいろいろなところに行くたびにお話をいろいろとさせていただき、いろいろな面で指南を受けたというところがありまして、今回こういったことでお聞きいただけるということは、大変光栄だというふうに思っております。

まず、私が掲げました公約の実施状況というところでございますけれども、私は、令和3年4月の町長選で当選して以来、3年と8か月間、自分の中でできること、そして、やられなければならないこと全て、町民の安心と安全を第一にということで、できる限り町民目線で町政を執行してきたつもりでございます。

その間、ここにおられる議員の皆さんにも多大なる御理解と御協力をいただきながら、ここに控えております理事者、そして職員とともにまちづくりの柱となります第5次豊頃町まちづくり総合計画を基幹としながら、地味な形でありましたけれども、地に足がついた行政運営を続けてまいりました。

私が掲げさせていただきました公約、議員ご承知のとおり、五つの柱を立てておりました。その実績についてのご質問ですが、私はコロナウイルスの感染がパンデミックとなる時期に町長に就任したというところでございます。ゆえに、非常にいろいろな意味で制約がある中で町政をスタートしたというところでございます。

まずは、コロナワクチンの接種体制がなかなかしっかりと整っていなかったことから、どうするかということから始めたというところでございます。関係機関等にご協力、ご支援をいただきながら、その体制に万全を期して接種させていただいたというところでございますし、また当時、医療体制につきましても、お医者さんが10月で退任するというタイミングでありましたので、今後どうしていくかということも喫緊の課題として対応させていただきながら、今、地域医療振興協会に管理運営委託をしながらやらせていただいているというようなことでもございました。

また、豊頃中学校の改築というところ、これは前任町長のときから決まっていたことではありましたが、遅滞なく改築を進め、今年には豊頃小学校と小中併設校として開設を迎える運びができたというところも、大きなことだったのではないかなと思います。

そして、この4年間、ほぼライフワークみたいな形で進めさせていただきました、日本海溝・千島海溝型の巨大地震による津波被害の防止ということで、防災対策については、専門的な部局もつくりながら、地域防災計画の改正含めて、この地域でも避難路の整備や避難訓練、そして全町的な形でいけば、降雨災害に備えた河川整備ですとか改修の協議を関係機関と進めさせていただいたというところでございます。

基幹産業についても、いろいろとこの期間ありまして、コロナの影響ですとか国際紛争、円安や物価高騰、そして昨今の気候変動による影響というところで、農業、漁業、林業、商工業ともに非常に見通しが厳しい状況となっている中で、国や北海道、そして町単独費を使っても速攻性を持った支援等を行ってきたというところでございます。

どちらかといえば、この4年間、世情が安定していないような状況、安定した状況

ではなかったというような捉え方の中で、その場の対応ということも非常に多かったと振り返りますけれども、議会、そして町民の皆様のご理解とご支援をしっかりといただきながら、大過なく進めることができたとは今感じているところでございます。

以上でございます。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 いろいろと説明をいただきました。

端的にお聞きします。町長が公約に上げられた中で、自分なりに何パーセントぐらいの達成率かなと思いますか、お伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 数字的にどれぐらいかと言われれば、なかなか一つ一つ細かく公約を立てていたというようなことではないですから、言いづらいところもありますが、やはりなかなか十分に活動できなかったという期間も長かったという中では、いろいろその場に対応させていただいたところもございましたが、大体8割程度は、自分が掲げた中で、当初の思いの中ではできたのではないのかなと、そのように感じているところでございます。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 町長の活躍を評価するものではありませんけれども、やはり何事もこれでいいというものはないのかなと思います。今後とも、掲げられた公約の中で達成することに努力をすることも大事かなと思いますけれども、どう捉えているかお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 そのときそのときでやらなければ駄目なことというのは、当初掲げていたところから変わっていくというようなところもありますので、そこはこれまでも十分見極めながら対応してきたところかなとそのように思っております。

ただ、いろいろな意味で町政を進めていく中では、やはり根っこのところは、町民の安心・安全というところが一番だと思っておりましたので、そこはいろいろな意味で、しっかりとその目線でこれまでも対策対応をさせていただいたと自負しているところでございます。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 それでは、次の項目に移りたいと思います。

2点目は、今後の課題についてであります。

就任以来、町民の皆様と積極的に対話している姿が多く見受けられ、町外においても関係者、各種団体と、多くの人たちと関わり、豊頃町の魅力の発信、課題解決のた

め、日夜活躍されているお姿を目にすることがあります。

一方、人口減少、商工業の振興、一次産業の資材高騰による収益の低迷、従事者の高齢化、後継者難、担い手や労働力の不足など、多くの課題を抱えている状況があるかと思います。特に、近年、漁業者に関わる人につきましては、漁獲量の減少ということは喫緊の課題かなというふうにも思っております。

町長、3年間の中で反省点については失礼ですけれども、今後改めて取り組まなくてはならないこととか、今後の町政の在り方等について、お考えがあればお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 いまだ混沌とした3年8か月、できることは他町村にも遅れることなく、また独自性も出しながら町政を進めてきたというところでございます。このような状況でありましたので、当面、町が抱えている課題の解決には行き届いていないというところも多々あるのかなとそのように思っております。

具体的には、産業振興の中でも商工業という点では、経済的に不安定な部分には支援をしてきたというようなところでございますけれども、この3年間で数店舗がシャッターを閉めたというような状況を見ますと、私、就任時から言っていた商店街の再生という面では、なかなか厳しい評価になるのかなとそのように思っております。

また、福祉関連でも、高齢化が進んでいるという中では、高齢者、いろいろな方がいらっしゃいますが、特に移動に制約のある方に対しては、足の確保ということも私はさせていただいたわけでございます。従前からコミュニティバス、そして町有バスなどの運行事業を行っておりますけれども、発展性というか、これをどうしていくかというところは、調査しましたけれども、実際手がつけられなかったということで、そこもなかなか難しい状況であるのかなとそのように思っております。

それと、議員がおっしゃった基幹産業の一次産業の部分もでございます。担い手や労働力をどう確保するかというのが本当に喫緊の課題かなとそのように思っております。昨今の経済情勢などから、堅実だった農業につきましても戸数が減少してきて、そうなれば農地も空きが出てくるというところ、そこをどう維持していくかと。また、建設建築業でも、事業者の減少により社会的インフラを維持していくためにどうしていくのかというところ。水産業でも、議員おっしゃるとおりです。なかなか漁獲が上向かないというところで、人が集まらないというような状況も今後大きな課題になっていくのかなとそのように思っております。

何より、一番の課題は、人口減少問題ということでございます。これは、豊頃町だけでなく、ほかの町どこも一緒だと思っておりますけれども、私の在任中、本町の

人口が3,000人を割ってしまったというところで、今は2,900人弱というところになってございます。3,000人を割った時点で、私も非常にショックが大きかったというところがございますけれども、自然減に社会増が追いついていかないというような状況でございます。ここを何とか緩やかになるよう変えていかなければ駄目だというところではございます。

いわゆる、当初10年前に示されていた消滅可能性都市（自治体）という中では、比較すると、今もうちはそのカテゴリーに収まっていますけれども、ただ、そのときから見れば、人口の減少率は非常に緩やかになっているというところなのですが、ここもしっかりとやらなければいけない大きな問題であると思っております。ここは、今後の町の在り方を決める大きな部分かなとそのように思っておりますし、現状を理解いただき、町、そして議会、関係団体、町民等で知恵をしっかりと絞り出して、乗り越えていかなければならない課題かなとそのように思っている次第でございます。

この人口減少率を少しでも緩やかにしていくためには、やはり外から人を呼び込むという施策が必要でございます。そして転出する方を減らす、少なくするということも必要かなと。そこは議員も御承知であるというところで、ただ、これは言うほど簡単ではないと思っております。これを豊頃町としてどう捉えて立ち向かっていくのかというのが、今後の町政の在り方として大きな意味を持つと、そのように私は感じているところでございます。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 解決しなければならない問題がいろいろあるかと思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、人口の推移や状況、また今後の予測について把握しているのか。それから一次産業におきまして、戸数なり今後の後継者の推移を数字的に捉えておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 数字的な部分というところでは、今出されているそういった部分をしっかりと理解しながら、今後やっていかなければ駄目かなとそのように思っております。町にもいろいろな計画がありますので、そこも随時改定しながらというところなのかなと思っております。

一次産業に関しても同じようなところですよ。綿密な、今後どうなるという数字的な根拠というのは、これからしっかりとつくっていかなければならないかなとそのように思っておりますけれども、これまで動きのなかったところが、農業にしてもそうですが、離農される方だとか出てくると、やっぱりそこをしっかりと押さえておかな

ければならない。また、そうなったときにどれくらい農地が出てきて、今後どこをどうしなければいけないかということもしっかりと農業サイド、そして農業委員会とも情報共有しながら対策を取っていく。そして関係団体とも連絡を密にしていくということが必要なのかなと思っていますので、数字的などころというのは、これからしっかりとまとめていきたいとそのように思っています。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 先ほども言いましたけれども、今日やったから明日結果が出るということとはなかなか難しいのかなと思います。ここ4年間の町長の姿を拝見していると、積極的に向かい合っている関係者との懇談をしているというのも見受けられますし、失礼な言い方ですけども、一生懸命やっているのだなというようなことで捉えているわけだと思います。

人口減少につきましても、やはり先ほど町長言われたように、出向いて豊頃町の魅力を発信して、できるだけ豊頃町に足を運んでもらって、そこに定住してもらうというのが一番減少傾向を止める一つの手かなと思います。

また、先ほど農業者のことも言われておりましたけれども、やはり離農して農地をどうするかとなると、限られた人数の中で農地を利用するというのは不可能になってくると思います。そこで、今言われているようなスマート農業、またICTを利用した労働力の効率化というものが必要になってくるかと思うのですけれども、時代の流れについてどのような形で捉えているのか。今後ともそのようなことが大事になってくるのではないかと思うのですけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおりだと思います。

これから、そういったところもどんどんICT化され変わってくるというのは、もう既に始まっていることだと思いますから、それがどう発展していくのかというところ。また、その規模が大きくなって逆に耕作される方が少なくなる、また規模が大きくなるというところで、当然必要になってくると思っています。

そういったところもしっかりと情勢を注視しながら対応していかなければならないと思っております。その辺は、私もいろいろなところで足を運びながら、状況を見ながら、ほかの町にも遅れることなく、逆にほかの町よりも進めるような形を取りながらやっていきたいと、そのように思っている次第です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 3点目に移りたいと思います。

来年4月に実施予定の豊頃町長選挙の出馬意思についてお伺いいたします。

先月の各新聞報道で、後援会要請に前向きに考えたいとの報道がありました。1期

目の実績を踏まえ、今後の課題解決のために御奮闘を期待する町民も多いかと思いません。出馬の御意思を町長自らの言葉で表明いただくよう、お伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、去る11月28日に、私自身の後援会から次期町長選への出馬ということで要請を受けてございます。この1期4年間で、良きも悪しきも、様々な経験をさせていただいたというところでございます。そしてこの期間、ここにいる理事者、そして職員とともに積み重ねてきたところでございます。結果、議会にも御理解をいただきながら今に至らせていただいていると感じているところでございます。

これまでの御質問の中でも、これからもやっていくことはたくさんあるのだと、やらなければならないことはたくさんあるということで御答弁をさせていただきましたが、町政に関する課題解決は、先ほど申しましたとおり、簡単なことではない点多々ございます。これらの町の抱える課題を具現化し、解決に導き、持続可能な町として豊頃町を次の段階に引き上げていくということを再び私に務めさせていただけるのであれば、しっかりとこの身を尽くしてまいりたいと、そのような決意をこの場で表明させていただきたいとそのように思っております。

どうかよろしくお願いをしたいと思います。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 今後ますますの御活躍を御期待申し上げて、一般質問を終わります。

●中村議長 通告順2、3番岩井明議員、御登壇願います。

●岩井議員 3番日本共産党の岩井明でございます。

私は、重点支援地方交付金（臨時交付金）等について伺います。長期にわたる賃金の低迷に物価高騰が加わり、実質賃金が減少し続けるもと、政府の経済対策に盛り込まれた重点支援地方交付金（臨時交付金）の概要が判明しております。

経済対策では、①低所得世帯支援枠の追加、②推奨事業メニュー枠の追加が明記されております。制度の概要は、昨年度の制度設計と変わらないとの観点により、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、低所得世帯支援枠（給付金事業）といたしまして、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を給付、住民税非課税世帯の子1人当たり2万円追加給付。また、内閣府は自治体独自の上乗せ可能と、このように言っております。その点を加味いたしまして、以下の点について質問いたします。

1点目の重点支援交付金の中の低所得世帯の支援枠、給付金事業につきまして、住民税非課税世帯への1世帯当たり3万円の給付、また住民税の非課税世帯の子ども1人当たり2万円の給付、この給付枠は大体決まっているかと思えますけれども、それ

に対して、町としての自治体独自の上乗せは可能としておりますけれども、これについて町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員の御質問にお答えいたします。

今回の重点支援地方交付金（臨時交付金）につきましては、ただいま国で開催される国会で、何か新聞によると、今日あたり可決されてというような話が出てございました。

議員が御質問の低所得者支援枠というところでございますけれども、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円、住民税非課税世帯の子ども1人当たり2万円を加算して給付するという部分、これはもう既にいろいろなところで報道されているところでございます。

ただ、今審議されている中で、本給付金の詳細というのは、従前どおりというようなお話もありましたが、国から詳細な情報を待っているという段階でございまして、まだ具体的な内容が示されていないというところでございます。

準備は、担当課で取りかかれるよう進めておりますけれども、まずは速やかに給付できるよう進めている段階で、また、どちらにしても、給付するには予算措置しなければいけないといったところでは、議会の議決も経る必要がございますので、そこもひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、重点支援地方交付金につきましては、国の支援の枠組みというところも踏まえて、先ほど議員がおっしゃっていたとおり、内閣府から自治体独自の上乗せは可能ですよと発表されていますが、町の現行施策と連携をさせながら必要性を検討していきたいなどそのように思っておりますけれども、今のところ、財源的な部分を含めて現時点でここに上乗せをして給付することは予定していないというところでございます。

今後も、町民の皆さんが安心して冬を越せるように、この交付金のほか、町が独自で行っている対策も含めて、生活を支える支援をしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 交付されるのは非課税世帯ということになっておりますけれども、端的に言えば、1円違って支給される、支給されないというのが出るわけなのです。この中でかなり苦しむ人がいるわけなのですけれども、実際として、少しの違いで所得の少ない人に対するそういう考え方というのはお持ちでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 国の制度設計上も、また、その際どい人を町が独自として救うという

ような形も、どこか基準をつくらなければならないところなのかなと思います。どうしても際どい人というのはそのたびに出てきてしまうということで、今現状でいけば、なかなかその線引きのところが難しいのではないのかなとそのように思っています。

ただ、きっと岩井議員もお考えのことだと思います。その人数が、外れる人数がどれくらいいるのだとか、そういうことになってくることもあろうかと思えます。その辺は、どれくらいの方が対象となるのかはすでに原課もつかんでいると思いますけれども、その辺もう一回、確認いたしまして、どれくらいの方がどうなのだといいところで判断させていただきたいとそのように思っています。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 非課税世帯と非課税世帯でないという線引きをしなくてはいけないという考えは私も分かりますけれども、でも実際に、非課税世帯外の中で非常に苦しんでいる方も大勢いらっしゃるのですよね。そして結果的には、給付そのものがあたらなくて、子育て支援だとかそういうので苦しくて、この町から出ていかなければならないと。それで親族、家族を頼って結局はここから出て行って、生保なんかもらっても、それで苦しくても、周りの家族で助け合いながらやっていくという形になります。

そういう中で生き延びている人もいるのですけれども、実際に同じ豊頃町でそういう形を取るかという、親族にいろいろ照会されたりする。生活保護でいけば、照会なんか、しないとと言われてもされていくというような形もありまして、そうすると、非課税世帯だとか、それから生保だとか、いろいろと重ね合わせましても、かなり厳しい状況に置かれて、結果的には知り合いの多い豊頃町から出て、よそに行つて、そして何とか生き延びていかなければいけないという方も、多くはありませんけれども、何名か聞いております。

皆さんは自治体のプロですけれども、私はいろいろ歩いて、そして話を聞くプロであります。その代わり、こういう非課税世帯というの、こういう問題もかなり私もバッシングを受けているのですよね。何でこんな少ない金額、1円、2円だとかで私はもらえなくて、みんなきちっとああやってもらえるのだと。決して多くもらっているわけでもないのですけれども、そう言われるのですよね。言いやすいのかと思うのですけれども。

ですから、やっぱりそういうところにもかなりメスを入れて、そしてやってもらわなければ、今後なかなか生活に苦しい人を助ける道はないというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 岩井議員が、町の中でいろいろなことのお声を聞き取りながら、そういったお話があったということ、大変貴重なお話かなと思ってございます。

どうしても、いわゆる給付金の対象となる、対象とならないというところでは、それぞれきつとお考えがあるのかなと思います。際どい方もそうですし、逆に言ってみれば、どうして課税、非課税で分かれるのだというようなお話も当然あるのかなと思います。気持ち的には、私もその線引きなどというのは、これだけ毎回毎回、交付金、経済対策やるたびに出ているのだから、できることなら、そんなこと言わないで、全員にやってくれというような気もしないでもありませんが、これは国の制度設計上、ここは致し方ないというところなのかなと思います。

過去に、子育て世帯の給付というところで、対象とならない方が非常に少ないときには、そんなところは撤廃して、全部出してしまえというようなやり方も町独自でやったこともございます。

今、事務方に現状をちょっと聞いてみたのですが、非課税でも課税の方の扶養になって外れてしまうだとかあるらしいです。そこをもう一度しっかりと確認させていただきながら、最終的なところをしっかりと見極めて、また議会のほうに交付金の給付というところで提案をさせていただきたいとそのように思っております。

単純に線引きして、そこでおしまいよというようなことでなく、理由が立つようにしっかりと対策していきたいとそのように思っております。よろしく願いいたします。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 よろしく願いいたします。

次に移らせていただきます。

推進事業のメニュー枠といたしましては、関連してくるのかと思うのですが、生活者支援の枠が一つ設けられております。これも、町長にしてみれば、まだ国でしっかりと収まっていないということがあれば、単純にここで、町長の気構えだけでよろしいのですけれども、考えだけでよろしいのですけれども、小中学校等における学校給食費の支援等、これは前に、コロナのときに一時期にやっていたと思うのですが、同僚議員の質問で。その後どうなっているのか、ちょっと私も確認していないのですが。

それと、LPガスの使用世帯への給付事業等について、どのように考えているのかお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 昨年度実施させていただきました、小中学校における学校給食費の支援

ということでございますけれども、これは、6か月間の無償化ということで、今年3月で終了し、4月から通常どおり、また学校給食費をいただいているところでございます。

あと、LPガス世帯への給付の支援というところは、これは本町、ガスのところもあるのですが、いろいろな体系がありますので、ここだけにやるのがなかなか厳しいというところもございまして、これに対しての給付は、実際していなかったというところがございます。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 そうですね。6か月の間、小中学校における学校給食費の支援等を行ってきたと思うのですが、その結果、父母たちの意見というのはどのような感じで受け止めているのでしょうか。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 今御質問のありました父母たちの意見ということでございますが、直接の意見を集約したものはございませんが、基本的に給食センター運営委員会というのがございまして、その中で毎年の給食費についての考え方等を御説明申し上げながら給食費についての単価を据え置きながらずっと運営しているということでございますので、その辺も御理解いただきながら、この6か月間の実質無償化ということでやらさせていただいたということでございますので、実際、個々の父母からの御意見等は集約していないということで御回答させていただきます。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 6か月間無料ということになって、今後それがそのように頭の中で無償化なのだなという具合に金額の減少がそのまま受け継がれてしまうということになると、今後、どのような対応するのかお伺いしたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 先ほど教育長が答弁したとおり、ここ6か月無償化して、いろいろなきちんとした公的のところでも、給食の在り方、給食費についても、豊頃町は管内でどれぐらいの水準なのかと、そういったところもしっかりと理解をしていただいたというところでは、私も実際、無償化にして、関心を持っていただいて、分かっていたというところは、非常に意義があったことではないのかなとそのように思っております。

ただ、今後につきましても、無償化から有償に変わった中でも、特段、教育委員会にも親のほうから、どうだ、こうだといった反応は、今のところ来ていませんから、ここは一定程度理解をいただきながら学校給食費を負担いただいているところなのか

など思っております。

どうしても給食費のお話になると、単純に給食費だけかということになるのですが、いつもちょっと言わせていただいているとおり、給食費では賄えないところを相当額、今それこそ物価高騰してきている中では、給食の食材費も高くなってきているところは、町でしっかりと保護者に負担をかけないように負担をしているというところでもございますし、また、町で取れる特産品を生徒児童に食べていただくというところでは、ふるさと給食事業も、いろいろな方々のお世話になりながら進めているというところで、できる限りもらっている給食費の中で、本当に満足していただけるような形を取りながら進めていくというところが責務なのかなとそのように思っております。

今後ともこういった考え方で進めていこうと思っておりますので、御理解いただくようよろしくお願いをしたいと思います。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 義務教育の中では無償化と言われておりますけれども、実際には教科書だとか、附属したもので結構お金がかかるものがあるのですけれども、そういうのがあるという点を踏まえ、本当の無償化へ向けて今後出発していただきたいなとそういうように思っております。

次に移らせていただきます。

事業者支援といたしまして、中小企業、農林水産事業者、また地域観光業、医療、介護、保育施設、学校施設、商店街、自治会等に対して、エネルギー価格や食品価格の物価高騰に対する支援等についてお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 交付金の中での推奨事業メニューという枠がございます。その中の話であろうとそのように思っておりますけれども、これは、昨年度と同様に、食品や生活用品を含めて燃料ですとか資材、エネルギー価格などの物価上昇の影響を受けている生活者や事業者に対する支援を目的に実施するよというところで、先ほど申しましたとおり、国会で補正予算の審議がされているところでございます。

各自治体には、この補正予算成立後に、改正後の制度要綱、そして自治体ごとの交付限度額等が示されるということになってございます。その後、それにのっとり、各種手続を経ながら事業の実施というところになってございます。本町においても、速やかに実施できるよう、各課から事業を提案してもらい、ヒアリングを実施し、最終的なところに向けて作業を進めてございます。

今後、町民に幅広く生活者支援となるよう事業内容を精査しながら、国からの交付金の限度額が一番心配なのですが、そこが示され次第、それではきっと事業費自体も

足りないと思っていますので、町で単独費も上乘せすることになるのかなと思っていますけれども、そういったところで予算案を改めて議会に提案をさせていただきたいとそうように思っているところです。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 よろしく申し上げます。

次に、新たに追加された事業といたしまして、うちでは全国的にも相当高いレベルで支援している灯油料金については質問いたしませんけれども、地方公共団体における水道料金の減免等の支援についてお伺いいたします。

公営住宅、私も公営住宅に入っていますけれども、その公営住宅、また一般住宅等においても、水道料金にかかる負担というのはかなり今大きくなっています。そして、かなり節約していても、お風呂、トイレの水が一番かかるのかなというふうに思っていますけれども、その水道料金の減免等の支援等について、どのように考えているのかお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員おっしゃるとおり、昨今のエネルギー価格の高騰というところでいけば、これからまさに需要期を迎える暖房費、灯油についても大変御負担が大きいなとそうように思っているところでございますし、昨年も同じような状況を踏まえて、高齢者世帯に福祉灯油券を通常より倍増して支給するといったことですか、いろいろなことをさせていただいたわけでございます。

若干、話に聞くと、出し過ぎてしまって、使い切れなかったというお話も聞いたりしてございますけれども、まあまあ、そういったところも含めて、今年も、高齢者世帯には通常期の福祉灯油の事業をさせていただいてございますし、また灯油に関しては、単純に直接給付するだけではなく、商品券についても、今20パーセントのプレミアをつけていますけれども、当然、冬が必要期になれば一般の方も含めて灯油の購入というところで、通常の2割引で買えるわけですから、そういったところで使っているというところなのかなと思っています。

あと、水道料金の減免というところです。

これも前回、ほかの自治体に先んじて、我が町では、水道料金の基本料金の減免をさせていただきました。当初やったときには、ほかの町の首長にも「こんなことやるのか」と結構言われて、何となく雰囲気が悪かったわけでありましてけれども、その後、ほかの自治体もそれぞれできるところは追従してやられたというようなところで、今となっては、先にやった分だけ、町民に対してもそうですけれども、よかったなとそうように思っております。

ただ、こういった交付金が出るたびに、闇雲にこればかりやればいいというよう
なところでもないのかなとそのように思っております。当然、ひねれば出てくる
し、それが事業収益になるものですから、そこも、ほかのいわゆる生活支援になるよ
うな施策とパッケージにしながら、どうしていくかを考えていきたいと思ってお
りますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 岩井議員。

●岩井議員 今までの件をよろしくお願いいたしまして、質問を終わらせていただき
ます。

ありがとうございました。

●中村議長 11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

通告順3、1番小笠原議員、御登壇願います。

●小笠原議員 1番小笠原玄記です。

通告に従い、一般質問を行います。

子どもの発達支援に関し、我が町では、特別支援が必要な児童増加を考慮した特別
支援学級用の教室の増設を豊頃小中学校の増改築に合わせ行ったことも記憶に新しい
ところではあります。

保育・学校教育以外での発達支援のところですが、こども家庭庁で本年7月
10日に開催されたこども家庭審議会障害児支援部会において公開された「障害児支
援施策について」という資料の中に、現在の発達支援の現況について言及がありまし
た。

本資料によれば、障害児通所支援の全国における利用者数は、令和4年度実績で約
45.7万人であり、そのうち就学前の児童を対象とした児童発達支援の利用者数は
15.1万人で、10年前の3.2倍。また6歳から18歳までの児童を対象とした放
課後等デイサービスの利用者数は30.6万人で、10年前の5.7倍となっていま
す。また、十勝管内においては、児童発達支援等放課後等デイサービスの事業所数
は、本年4月時点で合わせて103か所あり、8年前と比べて倍以上になっていると
の新聞報道もありました。

この事実については、事業者が増えたことにより利用者が増加したのか、また、そ
の逆か、因果関係については推測が難しいところもありますが、保育機関や学校等教
育機関以外でこのような子どもたちを対象とした療育を行う機関の利用需要は高まっ

ている傾向にあると考えます。しかし、その多くは専門職等の人材確保、また、事業を回せる程度の利用人数が見込める帯広市など都市部に集中しており、地方部は少ない状況です。

本年4月1日時点で、児童発達支援及び放課後デイサービス事業所、いずれもない十勝管内の自治体は、我が町含め6町村、うち4町村については広域運営をしているため、実質、我が町含め2町でございますが、存在しているのが現状です。

このような背景を踏まえて、まず1点目の質問ですが、本年4月より第3期豊頃町障がい児福祉計画が策定されました。国の指針では、新規項目として、障がい児支援の提供体制の整備等や、相談支援体制の充実・強化等が盛り込まれましたが、これを受けた我が町の対応はどのようになっていますか。

2点目ですが、前述の計画において、障がい児通所支援及び相談支援の課題として、障がい児通所支援に係るサービス提供事業者が我が町にないことが挙げられています。また、相談支援に当たっては、児童の発達支援や保護者・家族支援の視点に立ち、身近な地域においても専門的な療育支援や発達支援が適切に継続的に提供できるよう、一体的な支援や関係機関等との綿密な連携を図っていくと記されています。この課題に対して、町は具体的にどのような対策を行っていきますか。町長に伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 議員の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、ここ数年といいますか最近では、障がい福祉サービス、特に障がい児に関する部分でのサービスを受ける方が非常に多くなってきているというのが現状なのかなとそのように思っております。もう二昔前とは、全然状況が違ってきているというところで、本当にサービスの充実、またサービスを受ける側の子ども、そして親の考え方も変わってきているところであるのかなとそのように思っております。

まず1点目の町の第3期障がい児福祉計画の絡みで、今後、町の対応をどうしていくかというところでございますけれども、市町村障がい児福祉計画は、国の指針に基づいて、地域ごとの実情や人数に応じた支援策を講じるというところ、この整備をすることを目的として、障がい児に対する福祉支援を実施する計画でありまして、本町においても、第3期の豊頃町障がい児福祉計画として、令和6年度を始期とした令和8年度までの計画を策定しているところでございます。

国の指針では、新たに障がい児支援の提供体制の整備や相談支援体制の充実強化というところが盛り込まれておりまして、児童発達支援センターを各市町村、または各県に1か所設置することが示されてございます。児童発達支援センターの役割につき

ましては、幅広い専門性に基づく発達支援や障がい児通所支援事業所の支援に対して助言や援助を行うなど、幅広い高度な専門性に基づく発達支援機能を有した地域における中核的な療育支援施設として位置づけられているというところがございます、人員基準や設備基準が厳しいことから、現在、十勝管内においては、帯広市に1か所のみしか設置されていないというような状況になってございます。

北海道では、独自の取組として、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるように、各市町村に子ども発達支援センターの設置を進めてきており、本町では、こどもプラザとよころ内の「豊頃町ことばの教室」を子ども発達支援センターと位置づけまして、北海道立旭川子ども総合療育センターと連携して、スクリーニングや個別評価、療育場面の検証、カンファレンス等の専門的な支援を受けながら、身近な相談の場として子ども発達が心配な保護者からの相談支援や関係機関との調整、療育指導などを行っておりまして、必要に応じまして保育所や学校、放課後等デイサービスなどの事業者とも連携を取っているというところがございます。

今後につきましても、ことばの教室の機能を一層充実させながら、地域の子どもたちが安心して成長できる場を整えていきたいとそのように思っているところがございます。

次に2点目、障がい児通所支援に係るサービスの提供事業者が我が町にないというところ。それと、相談支援にあつては、身近な地域で適切に提供できるように関係機関と連携を取っていくということを計画の中で掲げているがどのような対策をしているのかというような御質問でありました。

それに対して答弁をさせていただきますが、障がい児通所支援事業所であります放課後等デイサービスには、自立に向けた就労準備支援や運動療育による基礎運動能力向上支援、生活基礎支援など、事業所ごとに特色がありまして、子どもたちの特性などに応じてどのような支援や療育が必要か検討した上で利用するというところになってございます。

先ほど言いましたとおり、本町には、サービス提供事業所がないものですから、利用される方は町外の放課後等デイサービスに通所しております。本町では、現在5人の児童が個々の特性に応じた事業所を選択しながら、月に1日から7日程度、放課後等デイサービスに通所しているというところから、町では、通所に対する保護者への経済的負担を軽減するというところから、交通費等を助成しているところがございます。

そのほか、本町での対応といたしましては、子どもたちの放課後等の療育や支援が確保されるように、こどもプラザとよころには、療育を行うことばの教室、そして学童保育所と子育て支援センターなど、子育てに関する支援サービスを一体的に整備し

ておりまして、これらを連携させた支援体制を構築しているというところがございます。何せ早く見つけて対処していくと。そして、連絡を密にして、どうやってやっていくかというところを早い段階から詰めていくというところが大事だというふうに言われているものですから、そういった形をつくっているところがございます。

相談支援体制については、保健師、そしてことばの教室、小中学校、子どもに関わる関係機関が連携を取りまして、必要に応じてケース会議を開催するなど、情報共有もしっかりとしております。乳幼児期から切れ目のない体制を、先ほど言ったとおり、取っていくというところが大事です。

また、町では、障がいのある方などを支援するための総合的な窓口といたしまして、福祉課内に障がい者相談支援事業所を設置しているところでありまして、令和4年5月から、障がいのある子どもとその家族が適切な支援が受けられるよう、障がい児相談支援事業まで適用範囲を拡大いたしまして、今年度は相談支援専門員を1人増員して、支援計画の作成やサービス利用の調整などを行っておりまして、町内の関係機関ほか療育施設などとも連携しながら、子どもへの支援が途切れることなく行われるよう対応をしております。

小さい町でできることというのは限られているわけがございます。町の経営資源を最大限生かしながら、子育てに伴う相談支援を充実させてまいりたいとそうのように思っているところがございます。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今いただいた回答を基に再質問させていただきたいと思っておりますけれども、今回、特に重点を置きたいところとしては、我が町において、サービス事業所としての子ども発達支援センターが設置できるかどうか。実現性と通所支援に係るところを主に話題にしたいと思っております。

まず、先ほど町長の答弁で、現在、放課後等デイサービスに通所している児童が現在5人いて、月1回から7回程度通所しているというお話がありましたけれども、その通所状況ですけれども、主な通所の曜日、平日が多いのか、はたまた土曜日が多いのかとか、あと時間帯ですね。あと事業所の所在地ですね。どこの市町村の事業所に行っているか等、伺いたいと思っております。

また、児童発達支援については、この計画のところを見ますと、実績は現在0人ということでありましたけれども、児童発達支援については、ことばの教室における養育指導で現在賄えており、それ以上の専門指導の必要性が生じていないのかという現状についても伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 お答えいたします。

まず、放課後等デイサービスの利用状況というところでございます。これに関しては、通所している5名は、全て帯広の事業所に通所しているということになってございます。通所している曜日というところで言いますと、月曜日が32回で38パーセントということになってございます。そのほか、木曜日が6回、金曜日が1回ということで、あとは土曜日が26回、日曜日が20回ということで、月曜日と土曜日と日曜日が多いのかなとそのように思っております。

月曜日に通所している児童は3名いるということなのですが、なぜ多いのかというと、学校の時間割が5時間授業になっているので、その後通える状況なのかなと。土日は当然休みなもので、行けるといふようなことで回数が多くなっていくところなのかなとそのように思っております。

それともう1点、児童発達支援に関して、ことばの教室で対処が賄われているのかということなのですが、今のところ、通所しなくても我が町の中のことばの教室の中で療育指導等含めましてできているというような形で、町外で使っている方がいないというところでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 月曜日が結構使用している回数が多いというのは、ちょっと私にとっては驚きの結果だったかなというふうに思っております。というのも、現状、通所にかかる交通費の助成は現在あると思うのですがけれども、やはり平日ですと、当然、保護者は働いていたりとかするわけで、主に送迎サービス等、やはり豊頃だと遠方ですので、使えなかったりするもので、主に使う曜日というのは土日になるのかなというふうに思っていたところではあります。

ただ、夫婦共働きが、総務省の労働力調査等で1,200万世帯を超えて、専業主婦の世帯のおよそ3倍となっていて、もうほとんどの家庭が共働きをしているような状態だと思います。

その中で、基本的に全国的な調査をしても、やはり1か月当たりの放課後等デイサービスの利用回数というのは、大体1人当たり6.9回ぐらいの数字というところで、週に大体一、二回通うにしても、土日どちらも通所するというのはなかなかちょっとハードルが高いのかなと。放課後も利用したいのかなというふうに思っている保護者も多いと思うのですね。

ただ、なかなか平日の放課後に送迎するとなると、会社で働いていますという形になると、本当に時間休を取るとか、午後休を取るとか、はたまた1日休みを取って送迎等に当てるといふことも想定されることではありますし、あと、前回の計画であった第2期豊頃町障がい児福祉計画のほうには、アンケート等の調査も行っていったと思

うのですけれども、その自由記述の回答欄に、保護者からの意見として「放課後等デイサービスの送迎について配慮が欲しい」という回答もあったわけなのですよね。

そういったところで、帯広まで往復となると、どうしても平日放課後に通わせなければならないという場合に、保護者が送迎を行うのはハードルが高いと思うのですね。こういったところを踏まえて、平日、現状、放課後等デイサービスに通所している方は多いと思うのですけれども、そういったところに関する助成等ですとか送迎支援についての相談は担当課にあるのか伺います。

●中村議長 鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 私から御答弁させていただきます。

送迎につきましては、これまでもファミリーサポートを利用されたことは実はあるのです。ファミリーサポートを使って、実際、通所の送迎をさせていただいたこともあるのですが、それは1回限りで、それ以降なかったというのもございますので、その部分につきましては、対応するところは対応できますし、それ以降の要望というものが上がってきたのかな、などということも考えながら、今は交通費助成に注力しているところでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 こういったところで、ファミリーサポートのほうも、もちろんうまく合った、合わない、時間的な問題等もありますし、そちらも使ってもらいにこしたことはないのかなというふうには思うのですけれども、やはり助成があったとしても、結局送迎するのは保護者という事実は変わらないのかなというふうに思います。

ここで、通所というところを考えたときに、ハードルがあると。であれば、自町でこういう児童発達支援センターをつくって賄えれば、小中学校のほうから送迎等も、学童保育等のようにできることがあるのかなというふうに思いますけれども、現実問題として、放課後等デイサービスですとか児童発達支援センターを設立するに当たっては、専門職を少なくとも何人配置しなくてははいけませんとか、そういった人材確保的なハードルも非常に我が町においては大きいのかなというふうに思います。

そこについて、児童発達支援センターを設置するに当たっての現実性、実際できるのかできないのか、どのような評価を現状思っているのか伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 今までの中で、いわゆる施設の設置に関して、運営費等金銭的な面で試算したということは、実際ないわけでございます。ただ、児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所というところには、議員も御承知のとおり、厳しい人員配置、規制だとかというところがあるというところでございます。最低でも、管理者

が1名、児童発達支援管理責任者が1名、児童指導員か保育士が2名というところ。また、通う子が増えれば増員しなければいけないというようなこともございますし、また専門性、その症状に合わせた方が必要だとなれば、作業療法士や言語聴覚士などが求められていくというようなことで、なかなか人材の確保が非常に難しいのかなとそのように思っているところでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 実際、私、近隣の民間の事業者今回ヒアリング等させてもらったのですが、民間の場合だと、おおよその事業継続目安というのが、大体1日利用人数が10人程度いたら事業としては続けていけるかなという話をいただいたことがあるのですよね。

現在、我が町においては、通所している子が大体5人ということを見ると、例えば自町単独でやった場合に、当然、人件費等は町のほうから出ていくわけですから、そこだと、どうしても他町と広域で連携するとか、そういったことにならないとなかなか運営するのは難しいのかなというふうに思っているところであります。

また、こういうデイサービスの特性上といいますか、養育の専門性というのを保護者の方は非常に気にされるのかなというふうに思うところであります。実際、豊頃の隣町の浦幌町ですとか幕別町には、放課後等デイサービスがあるわけですが、やはりどこのところにも、もう少し専門的な職員が欲しいというのが結構自由回答で書かれているところがあるので、仮に自町で設置したとしても、専門的な人をたくさん揃えるというのはかなり難しいことだと思いますので、それであれば、たくさん事業所が現在、帯広市ですとか近隣の音更町とか幕別町にあるわけなので、そういったところは、相談を受けた職員がどういったところがこの子に向いているのか等、保護者と話し合いながら決めていったほうが財政的にも、その後の流れ的にも、いいのかなというふうに思っているところではあります。

ただ、そういったところでも、先ほどの通所支援のところに戻るわけですが、なかなか共働きをしていて、仕事もしている中で送り迎えをするというのは非常にハードルが高いというところであります。こういったところを、ほかの自治体で支援をしていないか、ちょっと調べたのですが、オホーツク振興局のほうで、置戸町という町がありますけれども、ここは事業所がないのですが、北見市内の事業所に町内の自宅までの送迎を委託して、その送迎補助費を町の予算に計上しまして、支援しているところもありました。回数等はちょっと分からないところがあるのですが、大体対象が2人で、送迎補助費が年間で54万円見ていたという、これは北

海道新聞の記事であったのですけれども。

それとまた対照的なのですけれども、放課後等デイサービスを町外の福祉法人に委託した場合、佐呂間町はそのようにやっているということなのですけれども、大体1日当たりの通所数が3から5人ぐらいのところ、運営費が900万円ぐらいかかっているというお話もありましたので、こういうところも加味すると、豊頃の児童発達支援の体制としては、自町で賄うのではなく、移動支援等を念頭に置いた形でやっていくほうが今後の福祉体制の充実にもつながるのではないかなと考えますけれども、最初からいきなり送迎を全てやるというのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、例えば迎えだけだったら、6時とか6時半ぐらいに迎えに行くというのであれば、仕事が終わった後でも行けると思いますし、せめて学校から放課後に送りだけでも、事業者へ委託するとか、その他の形で検討できないかというふうに思うのですけれども、そちらについて方向性や考えをぜひ伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 向かう方向性としては、まさに議員のおっしゃるとおりなのかなと思っています。

今の話ではなくても、過去には作業所が町にあったこともありますし、いろいろなところがあったのですが、どうしても作業所が閉まってから、ここで何か一つ施設をやってというような形を取れなかったというのは、対象となる人数ですとかそういったところも含めて、自賄いしていくのは非常に厳しいというような状況の中から、近隣町村含めて、お願いしながらというところで、ずっと長い歴史を来ているのかなと思っています。

状況というのは、議員は十分理解をしていただきながら、こういった置戸町や佐呂間町の事例も出していただいたというところなのかなと思います。

できる限り対応するという中では、議員おっしゃるとおり、迎えに行くのは仕方ないけれども、送りは何とかなるだろうというようなこともしっかりと検討させていただきながら、今後進めていかなければならないなという形で今聞いていたところでございますし、第一に、子ども、そして親の理解ですね。しっかりと理解を得ながら進めていけるのかというところを担当課含めてしっかりと話し合いさせていただきながら、可能であれば、そういったことも考慮しながら前向きに進めていけたらなというふうに思っています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 前向きな答弁をいただきました。

もう1点、今度は相談体制について確認させていただきたいと思っておりますけれども、

先ほどの町長の答弁で、相談体制のところ、専門員を1名増員して相談体制を強化したというお話がありましたけれども、豊頃の場合は、子どもの人数も少ないということで、逆そういったサポート体制が手厚いのかなというふうに承知しているところではありますけれども、例えば相談をして、どういった施設に行ったらいいのか、親御さんもそれこそ、数ある事業所からどこを選べばいいのだというふうに、ちょっと分からないことも多いと思うのです。そういったところで、相談員の役割が非常に大事になるのかなと思います。

施設案内について、例えば帯広市では、発達支援用の施設の一覧が分かりやすく載っているようなガイドブック等もありますので、我が町でも恐らく相談の際にそういったガイドブックを活用されているのかなと思いますけれども、これも音更町ですとか幕別町とか、事業者が比較的多いところは一覧等を町のウェブサイトで確認できると思うのですけれども、十勝管内での一覧のリストとなった場合に、振興局が主導してやっているような事業でもないと思うので、そういうものがあると、相談する側も、される側も、結構見やすいのではないかなというふうに思うのですが、そういった相談支援の体制ですとか紹介のところについては、どのようにやっているのか伺います。

●中村議長 鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 私から御答弁させていただきます。

相談支援専門員につきましては、その子の状態にあわせて、どういう事業所が必要かということをお母さんと話し合いながら決めていくのですけれども、議員おっしゃったように、帯広市には「あくせす」という小冊子があって、それを見ながらやっていきます。ほかの町については、そういう冊子がないものですから、実際には、障害福祉サービス等情報検索サイトというのがあるのですよね、WAM NETというのですが、そういったものを活用しながら、親御さんがどういう療育を求めているか。どの辺り、例えば近いところがいいのか、帯広がいいのか、その近郊がいいのか、そういうニーズをお聞きしながら、一番よりよい施設はこういうものだというのを選択していくというのが実情でございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 そういった相談支援体制があるというところで、一人一人にぜひ寄り添った、保護者等も含めて、よりよい体制をつくっていただきたいというふうに思います。

最後にですけれども、児童発達支援の最終目標というのは、障がいのある子どもが将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることだと思っております。これ

は自治体や国にとっても、その子が大人になったとき、程度の差はあれ、勤労することができ、国からサービスを受けるだけでなく、貢献できるようにしていくということが大事なのかなというふうに考えております。

そういったことで、地域、自治体、保育機関ですとか学校、障がい者通所施設それぞれ、それに対する責任を負っていると考えますし、我が町もリソースが非常に限られている中、本当に保育士もまだまだ、来てくれるのだったら欲しいというような状態だと思いますけれども、支援が必要な子どもたちが適切な養育を受けられるような環境づくりを行っていただきたいと思います。

では、次に、2項目めの質問に移らせていただきます。

農林水産業の作業安全対策について、2点伺います。

昨年及び本年に、我が町では、農作業死亡事故が1年1件ずつ発生しました。我が町において、一次産業従事者は減少を続けており、一人一人が町の基幹産業を支えるウエイトは重くなってきております。それに伴い、このような残念な事故で大事な人材をなくすということは、家計を共にする家族や会社のみならず、産業団体、ひいては我が町においても非常に大きな損失であります。

令和6年1月に、農林水産省が公開した「農林水産業・食品産業の作業安全対策について」という資料では、各産業別の事故発生率や年齢別の事故発生率が掲載されておりますが、労働者における1,000人当たりの事故発生率は、全産業平均2.3人、建設業は4.5人であるのに対し、農業は5.6人、漁業12.9人、林業23.5人と、一般的に事故が発生しやすいと想定される建設業よりも、農林水産業の事故発生率が高い状況となっております。

また、年齢別で見た場合、農作業死亡事故は減少傾向にあるものの、そのうち85パーセントが60歳以上の高齢者であり、45パーセントが80歳以上となっております。林業や漁業における死傷災害の発生数も減少傾向ですが、それぞれ約3割は60歳以上となっているというデータがあり、高齢者の死亡事故率は非常に高いことが分かります。

以上を踏まえ、まず1点目の質問ですが、過去5年間の我が町の産業死亡事故や産業事故の発生件数、内訳はどうなっていますか。

2点目、町は広報での啓発、各産業団体においては各団体の広報や各戸訪問での注意喚起、交通安全製品の購入助成、各種作業免許取得講習の実施など、様々な対策を行っています。しかし、それ以外の新たな取組も必要ではないかと考えます。今後の町における取組や各産業団体との連携についてはどのように考えていますか、町長に伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 記憶に新しいところでは、今年の秋、そして一昨年にも農作物の収穫期に、本当に痛ましい事故が発生してございます。事故に遭われ命を落とされた方には心から御冥福をお祈りしたいと思っておりますし、また、その御家族の方にも改めてお見舞いを申し上げたいとそのように思っております。

最近出ているのは、他人の命というところもございませけれども、自分の身内の命を作業の中で失わせる事故というのが続いているところで、本当に身につまされるような状況かなとそのように思っております。ここは何とか注意をいただきながら、なくすような形を本当に願いたいとそのように思っております。

さて、議員の御質問の農作業事故による過去5年間のけが等の発生状況というところでございませけれども、令和元年に15件、令和2年に18件、令和3年に22件、令和4年11件、令和5年21件となっておりまして、令和6年については11月末現在で18件、農作業事故が発生しているというところでございませ。

なお、死亡事故につきましては、令和5年と令和6年に、先ほど申しましたとおり、それぞれ1件発生しており、いずれもバレイショの収穫作業中の事故であるというところでございませ。

次に、林業については、令和6年に原木の荷卸し作業中の転落作業事故が1件発生しているというところでございませ。水産業の作業事故によるけが等の発生状況につきましては、令和元年に2件、令和2年に1件、令和3年に4件、令和4年に4件、令和6年については11月末現在で2件発生しているというところでございませ。

なお、死亡事故は、令和3年に漁の最中、船の転覆によるものが1件発生していたというところでございませ。

次に、啓発活動等のような、いわゆる事故防止についての取組と産業団体との連携はどうなっているのかというお話でございませ。事故防止に関しては、議員おっしゃるとおり、広報紙や文書による注意喚起のほか、農協、森林組合、そして漁協と連携しながら、各作業時における事故防止に向けた技能向上を図ることを目的として、作業免許の講習ですとか、海難救助訓練、安全大会等の実施や農作業安全対策資材に対する助成などに取り組んでいるというところでございませ。

各産業において、従事者の高齢化が進んでいるというところは、先ほど議員もおっしゃっていたとおりでございませ。近年は作業中のけがに限らず、夏の猛暑による熱中症もありまして、作業事故に係る対策は本当に重要になってきているのかなとそのように思っております。建設業よりも、一次産業の農林水産業のほうの事故が多いというのは、やはり今時期のことなのかなと思います。

建設業に関しては、安全管理というのは本当にしっかりしているものですから、何か事故があれば、工事が進められないし、受けることもできなくなるというようなこ

とがありますけれども、農林水産業については、どうしても過去から、いわゆる個人経営、家庭内でのというようなところがあって、そういった意味では、やはり犠牲になる方も高齢の身内の方が多くなってくるということもあり、また農業機械も近年は大型化して、なかなか配慮していても影に入っで見落としてしまうと。その結果、事故に至ったりだとか、単純に死亡事故に至らなくても、高所から降りてくる段階で、降り方を間違えるとけがをしたりだとか、いろいろなことが生じてくるというようなこともございます。

町といたしましても、引き続き関係機関と連携を図りながら、作業事故防止対策の周知徹底をしっかりと進めてまいりたいと思いますし、また、安全対策への支援も努めてまいりたいとそのように思っているところです。よろしく願いいたします。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 先ほど町長もおっしゃいましたけれども、企業として安全教育がしっかりしているような建設業に比べて、やはり農林水産業というのは個人経営も多いところで、安全対策という面では、まだまだ発展途上なところがあるのかなと思っております。

ただ、やはり産業事故がどうしてもほかの産業よりも多いということも、結構、国も恐らく重大に捉えているところではあるのかなというふうに思いまして、令和6年4月にも労働安全衛生法の改正がありましたけれども、雇入れ時の教育については、林業はありましたけれども、農水産業については、例えば日雇いで1日のアルバイトとかを雇うときでも、機械等の取扱方法ですとか、安全装置とか、作業手順とか、そういったところを省略可能になっていたのですけれども、今回、省略しては駄目できちんとやっってくださいというような形になりました。

ただ、これはあくまで日雇いの雇用者とか、例えば1か月雇うようなアルバイトですとか、ずっと雇う人に対しては有効なのですけれども、事業主や専従者のみで変わらずやっている家族経営の経営体というのは、依然、法律の適用外ということになっています。まだ家族でやっているところは安全教育を、自発的にやっている方もいるとは思いますが、どうしても義務ではないので、こういった安全対策、例えばこれが危険ですよとか、これはやっっては駄目だよというような研修、教えてもらったり、教えたりするというのは、どうしても各経営体によってしまうのかなというふうに思っております。

4月にこういった法改正もあった中で、我が町の現状では、作業事故等も死亡事故も発生しているということでもありますけれども、この状況を受けて、豊頃町に対して、例えば国や道から安全対策等について何か指導等は来ているのか伺いたいと思います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 ご答弁させていただきます。

令和5年、農作業中の死亡事故があった際に、道、振興局から、毎年2月に農作業事故ゼロ運動推進研修会というのがあるのですけれども、それに町の担当者が出席するようにお話がありました。それには出席しておりまして、今年度も来年の2月に開催される予定ですので、それに出席する予定です。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 研修会に参加して、来年も参加するとのことでしたけれども、その内容等は、各産業団体等に周知とかはされているのでしょうか、伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 ご答弁させていただきます。

うちのほうから内容等については、担当係を通して関係団体に下ろしております。今後、産業課としましては、農協の地区懇談会等の開催にあわせ、時間をいただいて産業事故防止の啓発とか、さらに若年層のことも考えまして、青年部、女性部等の団体活動にも、お時間をいただき啓発活動を行う予定です。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 本当に担い手というのは高齢者、先ほども言われましたけれども、青年部、女性部、農協にかかわらず、他の産業も各世代において啓発するというのは非常に大事なことだと思いますので、その辺りも、ぜひ、町として主導していただいて、本当に町民一人一人も町にとっては大切な財産でありますし、各産業を担う本当に大事なピースだと思いますので、その辺りはしっかりと啓発をしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

最後、3項目めですが、情報公開における個人情報保護体制について、2点伺います。

町ウェブサイトで公開されている農業委員会の議事録の一部が、一定の操作を行うと黒塗りにされていた個人情報が閲覧できる状態であったと先月報道されたところがあります。

個人情報の保護は、情報化社会である現代において非常に重要なものの一つであり、また、個人情報保護法第5条にもあるように、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを行うために必要な施策を策定、実施する責務を負っています。

また、我が町では、個人情報の収集、利用、管理について、豊頃町個人情報保護条

例及び豊頃町情報セキュリティポリシー等に基づき、適切な取扱いに努めているとうたっているところではありますが、今回このようなことが起きてしまったことは大変遺憾であります。

今後、町としても個人情報の保護のみならず、機密情報等の適切な取扱いに関して、しっかりと対策していくことが求められると思います。

以上を踏まえ、1点目ですが、今回の農業委員会議事録における不適切な情報公開状況が報道されるに至った経緯と、町が公開する情報に対し、個人情報保護の観点から適切な処理がなされていたのか、農業委員会長及び町長に伺います。

2点目ですが、電子媒体での情報公開に当たっては、適切な情報処理が求められますが、この情報処理スキルを得るための業務・研修体制はどのようになっているか、町長に伺います。

●中村議長 井下農業委員会長。

●井下農業委員会長 このたびの農業委員会におきましての総会議事録の個人情報漏えいの可能性がある事象を発生させたことに対しまして、関係する皆様には御心配、御迷惑をおかけしたことをまずもって心から深くおわびを申し上げたいと思います。

今回の事案につきましては、去る11月6日に報道機関より町ホームページで公開している令和4年11月から令和6年4月までの16回分の議事録につきまして、個人を特定する情報を黒塗りにして公開しておりましたが、パソコン上である一定の操作をすることによりまして情報が表示されることの指摘を受けました。直ちに検証を行った結果、指摘のとおりであったことから、該当する総会議事録をホームページから直ちに削除、対応いたしました。

なお、現時点で、これまでに今回の事案における何らかの被害や問合せ等はございません。

原因につきましては、議事録作成者の公開用文書作成事務における理解不足によるものであり、今後はこのようなことが発生しないように個人情報の取扱いには十分注意し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 それでは、私からも御答弁させていただきます。

農業委員会の議事録の公開につきましては、町のホームページを通して実施されておりまして、個人情報に記載されている部分は、町に公開が許されている情報ではないということで、農業委員会で黒塗り処理を行った議事録データの提供を受けて、そのままホームページに掲載をしていたというところがございます。

この段階で、町としても提供を受けたデータが、データ処理をして保護されているかの確認をしておらず、結果的に保護すべき情報であることは認識していたにもかかわらず

ならず、情報処理等の誤りにより閲覧できる状況にあったということは、深くおわびを申し上げますとともに、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

いわゆる文書の取扱いについては、何ら間違っていたわけではないのです。見えないうように黒塗りにしていたと。ただ、いわゆるデータの扱いといいますかソフトの扱いで、見られるようになってしまっていたというところがございますから、そこはやっぱり職員含めてしっかりと認識を深めて、かつ、ソフトの操作方法等もしっかりとやっていかなければならないと思っております。

また、本町が現在公開しているほかのデータにつきましては、個人情報の観点から適切に処理されている状況か、今回の事象を受けてしっかりと確認しておりますけれども、個人情報の保護は、個人情報の保護に関する法律及び豊頃町個人情報保護法施行条例などの関連する法令に基づき、その定義や管理、管理手続など、取扱いが定められていますので、今後もより一層適切な処理をするよう徹底をしてまいりたいとこのように思っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 黒塗りにされていたものが、実際には文字データが入っていたというのが過去3年間、令和4年11月からということでありましたけれども、それ以前はどのような文書処理をしていたのでしょうか、伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 それ以前は、上から黒塗りでではなく、その部分は、分からないというか削除することで見えなくなっていたというところがございます。同じような処理をしていけば問題なかったのかなと思いますけれども、ただ黒塗りなんていうのはよくあることとございますし、個人的には見る気でないと思われぬようなソフトの操作でもありますから、通常の方が公開されたものを見ている中では、裏から個人情報が出てきて見えてしまうなどということはある形なのかなとこのように思っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今回、文字データが入っていたというところで、検索したときにそのファイルが出てきてしまったというような話も伺ったところではあるのですがけれども、こういった情報処理、文書処理ですね、こういったところはなかなかそれに長けた人材がいないと、こういうのが適切だよという形でできないと思うのですよね。

ただ、以前はそのまま削除していたという話ですがけれども、そういったところに関して、今回は農業委員会でそういうような処理をしていたということでもありますけれ

ども、全庁として、そういう文書等の処理方法というのは統一されたフォーマットの
ようなものがあるのか。あるいは、現状はなかったもので、これからこういうような情
報処理マニュアル等を作るのか、その辺りの方針も伺います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 これら情報の取扱いに関しては、取扱いに未熟な職員も当然いるとい
うところがございますし、また個人情報保護条例含めて、しっかりと熟知していなければ、
なかなかこういった漏えいですとか操作ミスというのが出てきてしまうというところ
もありますから、そこはしっかりと研修だとかといったところは都度させていただき
ながら対策はしているというようなところでございます。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 最後の質問になりますけれども、情報等についてはしっかりと研修等
をした上で適切に情報処理していただきたいと思います。

個人情報に関連するところですが、昨今、町の公式LINEが運用されて久
しいかなと思いますけれども、例えば町の公式LINE等で写真の掲載等もしたりす
るわけですが、保護者等の意見から、子どもの顔が写っている写真はぼかしをつけて
くれというような意見を頂戴して、現在ではそういうような対応をされているところ
であると思いますけれども、セキュリティポリシーですとか個人情報保護というところ
には、文字情報以外にもそういう画像情報、個人を特定できるということも含ま
れてくると思うのですよね。

現在そこに関して何か問題は生じているわけではないと思うのですが、今
後、情報の取扱いに関して、やっぱり明文化したものがないと今後問題が起こらない
とも言いきれないというふうに思います。ここについても、広報等の兼ね合い等もあ
ると思いますけれども、今後のセキュリティポリシーの方針についても最後に伺いま
す。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 そこは、本当に扱いがシビアなところなのかなと思います。私もよく写
真と一緒に写ってというようなことで、いろいろなことをやるのですが、必ずその際
には「ちょっと今日のホームページに載せさせていただきます」とか、オッケーかそ
うではないか確認を取った上で出させていただくですとか、一言つけ加えることが非
常に重要だというようなことは感じております。

情報の取扱いというところでは、情報の機密性ですとか、安全性維持というところ
も含めて、先ほど議員がおっしゃったとおり、セキュリティポリシーというものを定
めているというところがございます。

この方針では、業務系のネットワーク、そしてソフトウェアで作成される個人情報

の保護についても規定されているというところでありまして、それら操作設定の誤りにより部外漏えいの脅威についても位置づけがされておりまして、執行機関を含め、行政委員ですとか非常勤職員及び会計年度任用職員までを対象として、電子的に公開した情報の完全性の保護と、その情報の改ざん等のリスクの防止、重要性というところの共通認識を持つということを中心に、そういったことにしっかりとした義務を負うのだぞというところが定められているところでございます。

情報処理に係る業務研修をしっかりとしていかなければ駄目だということは認識させていただきながらやっているところでございます。特定の研修等をやらせていただいているという話を先ほどさせていただきましたが、今年も5月に若手の20代の職員に対して講習を別にさせていただいたところで、全職員を対象として、これから業務で使用するソフトの単体での操作スキルだとかその辺もしっかりと検証して行って、認識を高めていくということも進めていかなければとそう思うところでございます。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 現在デジタル庁に出向されている職員もいるというところで、やはり豊頃もデジタルにもっと強くなっていかないといけないのかなというふうに思っておりますが、心強い答弁を聞かせていただいたので、私の質問は以上とさせていただきます。

●中村議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●中村議長 日程第3 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

- 中村議長 日程第4 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

- 中村議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 中村議長 これをもって、令和6年4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員